

「グリーン・コンビナートおおいた」推進会議 設置要綱

(目的)

第1条 今後の経済活動において、カーボンニュートラルへの対応は避けることができず、特に大分県経済を牽引する大分コンビナートの事業継続と脱炭素化の両立は、県勢発展の命運をも左右しかねない最重要課題の一つである。その困難な課題の解決に向けた足がかりとするため、次世代エネルギー水素の利活用やカーボンリサイクルなどを軸とした、新たな企業間連携を前進させるべく、2030年、2050年を見据えた、大分コンビナートの「ありたい姿」を関係者共有の構想として取りまとめ、「グリーン・コンビナート」の実現に向けた展望を関係者一丸となって切り拓いていく。

(構成)

第2条 「グリーン・コンビナートおおいた」推進会議（以下、「推進会議」という）は、別表に掲げる会員・オブザーバー（以下、「会員等」）をもって構成する。

- 2 会員等の追加などは、事務局が決定する。
- 3 推進会議の下に委員会等を設置することができる。

(会長)

第3条 推進会議に会長を置き、会長は大分県知事とする。

(推進会議の公開)

第4条 推進会議は、原則として公開とする。ただし、会員等及び所属企業・団体などの機密情報を取り扱うような場合には、会員等の自由な議論を担保する観点などから、非公開とすることができる。

- 2 会員等への配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者等と事務局との協議などを経たうえで、事務局が行う。

(秘密保持)

第5条 会員等その他推進会議に関わった者は、推進会議において知り得た情報（前条の規定により公開された情報を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、大分県商工観光労働部産業GX推進室に置き、事務局長は産業GX推進室長とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年8月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年12月8日から施行する。